

# 令和4年度社会福祉法人見晴学園事業計画

## I 法人本部

### 1 障害者施策の動向等

#### (1) 障害福祉サービス関係の国の予算について

政府は、12月24日の閣議で一般会計の総額が社会保障費や新型コロナウイルス対策の費用の増加で、10年連続で過去最大を更新し、107兆5,964億円となる令和4年度予算案を決定した。この予算案は令和3年度補正予算と一体となって、新型コロナウイルス対策に万全を期しつつ、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るための予算案となっている。

歳出が膨らんだ背景には、団塊の世代が75歳以上に入って医療、介護が増えることから「社会保障費」が今年度より4,393億円増えて過去最大の36兆2,735億円となったこと、それに令和3年度に続き新型コロナウイルスへの対応として、国会の承認を得ずに機動的に使いみちを決められる「予備費」として5兆円を計上したことなどがある。

一方、歳入では、経済活動の再開で企業業績が回復傾向にあることなどから、税収は今年度と比べて7兆7,870億円多い65兆2,350億円と見積もられているが今後の新型コロナウイルスの感染状況の動向により、企業業績や個人消費、それに伴う税収がどこまで回復するかは不透明さも残っている。

また、新規の国債の発行額は、歳入不足を補うための赤字国債が30兆6,750億円、建設国債が6兆2,510億円の合わせて36兆9,260億円に上り、今年度の当初予算の段階から6兆6,710億円減少、これは令和2年度に増発した2年債が償還を迎え、借換債等が増加する一方、コロナ禍からの景気回復に伴う税収増を追い風に、2年ぶりに発行額を減らすことで、経済再生と、財政健全化の両立に配慮した姿勢を示すものである。

社会保障関係費では、年金12.7兆円(38.2%)、医療12.2兆円(36.7%)、介護3.6兆円(10.8%)、福祉等4.6兆円(13.9%)、雇用0.1兆円(0.3%)となっており新型コロナウイルス感染症から国民の命・暮らし・雇用を守る万全の対応を引き続き行うとともに、感染症を克服し、ポストコロナの新たな仕組みの構築、少子化対策、デジタル化、力強い成長の推進を図ることにより、一人ひとりが豊かさを実感できる社会を実現するため、令和3年度補正予算と一体的に編成し、切れ目のない予算措置を行う。

特に、新型コロナウイルス感染症を克服する保険・医療等提供体制の確保に132億円(第3次補正では3兆9,210億円)、研究開発の推進等で664億円(第3次補

正では8,831億7,200万円)を計上したものとなった。

一方、障害福祉サービス関係費については、障害福祉サービス等の確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進に2兆3,257億円、そのうち障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスや障害児支援を総合的な確保に1兆7,753億円。意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、事業の拡充を図る地域生活支援事業等の拡充に545億円。障害者等の社会参加支援や地域支援をさらに促進するため、就労移行支援事業等を行う日中活動系事業所やグループホーム、障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備を促進する、障害福祉サービス等提供体制の基盤整備(社会福祉施設等施設整備費)に48億円等。また今年度同様、新型コロナウイルス感染症への対応として、感染者等が発生した障害福祉サービス事業所等において、必要なサービスを継続して提供できるよう、通常のサービス提供時には想定されない費用等について支援する障害福祉サービス事業所等におけるサービス提供体制の継続支援として12億円などを計上している。

更には、新型コロナ医療対応等を行う医療機関の看護職員、介護・障害福祉職員、保育士等について、「コロナ克服・新時代開拓のための経済政策」(令和3年11月19日閣議決定)を踏まえ、令和4年10月以降、収入を3%程度引き上げる処遇改善の予算措置が執行面で確実に賃金に反映されるよう、適切な担保策を講じることがうたわれた。

## (2) 法人の運営について

令和3年度も新型コロナウイルスの感染拡大が、止まるところを知らない状況が続いた。3月中旬以降ゴールデンウィークにかけて、イギリス由来のアルファ変異株により感染が拡大した第4波では、全国の1日の死者数が5月18日には216人を記録。その後小康状態が続いたが、7月に入りインド由来のデルタ株による感染が拡大。東京オリンピックをはさんで、8月中旬には、1日の感染者数が20,000人を超える日が続く状態となった。時を同じくしてワクチン接種も随時進み、当法人も8月上旬には利用者・職員とも2回目の接種を完了した。

10月以降は全国の感染者数が低い数値で推移し、収束に向けてのわずかな光明が見えたかに思えたが、年明け、更に2月にかけて南アフリカ由来のオミクロン株が爆発的な感染力で猛威を振るい、当法人においても2月から、みはらしの里とみはらしの丘でそれぞれ多数の感染者が確認され、クラスター認定される非常事態となった。複数職員が離脱する中、病床者の対応などの支援力の低下を補うために、法人内他事業所からの応援体制を整備し、幸いにも重傷者なく、この窮地を乗り切ることができた。

令和4年度も、最重要事項としてこの感染対策に取り組んでいく。全国的にも緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の発令などによる様々な自粛要請により、感染

拡大防止に一定の成果は現れているものの、度重なる変異株の出現で収束の目途が立たない状況が続いている。我々、福祉業界の仕事は、一度感染が発覚すると事業縮小という対応を取らざるを得なくなる。この度のクラスター対応の経験を糧に、更なる感染防止、感染者が出たときの初動対応などを再確認するとともに、ワクチン接種が進み、国内における感染の流行が終息するまでの期間、新型コロナウイルスをめぐる状況を的確に把握し、国や地方自治体などと一丸となって、感染症対策を進めていく。

さらに、法人の安定した経営基盤の確立を目指し、障害施策の動向を注視して事業経営にあたるとともに、多様なニーズに応えられる専門性と倫理意識の高い人材の確保と育成を行っていくと共に、地域に必要とされる社会資源の一つとしてその機能を十分に発揮し、共生社会の実現に向けて地域との連携をより強化していきたい。

## 2 重点事業

### (1) 新型コロナウイルス等感染症対策

新型コロナウイルスの感染症に対する徹底した予防対策を行うとともに、感染症予防に関連した備蓄品の整備を図り、事業継続計画（BCP）の見直し等を行い、新型コロナウイルス感染症対策の強化に努める。なお、罹患者が確認された場合には関係機関と綿密な連携をとり、感染拡大防止策に努める。

また、インフルエンザやノロウイルス等も含め感染症については、利用者の健康管理に脅威となり、面会の中止や短期入所利用受入れ中止等、利用者やご家族に多大な迷惑をかけることになる。自分たちがどういった方を対象とする職場で働いているのかを全職員が常に意識し危機感を持つ必要がある。

また、感染防止対策として施設内における内部研修や外部研修、ワクチンの接種、うがい、手洗い、マスクの着用を基本とし、特に初期対応が肝心な為、必要時における居室隔離・嘔吐物及び排泄物の処理方法を引き続き徹底し、感染が流行する期間の出勤時の体温測定や職員自身の体調不良時は上司への早期報告を徹底していく。

### (2) 人材の確保と人材育成・処遇改善

事業継続及びサービス向上のためにも人の確保や、魅力的な職場構築を継続しつつ、人材の育成と定着においては、OJTリーダー研修を実施し、リーダー及びサブリーダーの指導スキルの向上を図るほか、チーム単位でOJTの重点テーマを設定し、意図的・計画的に推進する。また、多様な障害に対応できる専門知識の習得、介護技術研修などにより利用者の高齢化にも対応できる職員の育成、資格取得の支援など職員のスキルアップを図る取り組みを積極的に行う。

また、福利厚生事業については、職員の健康・教養・娯楽等といった心身のリフ

レッシュを目的として推進しているが、全国規模の組織である「福利厚生センターソウェルクラブ」に加入し6年目に入り活用範囲の拡大など、職員参加への充実と進捗を図ることが必要不可欠であると考えている。

(3) 既存施設設備更新事業

快適な生活空間や職場環境の整備のため、点検整備を徹底し環境の維持改善を図り、改修が必要な箇所は、優先順位を見極めながら計画的な修繕、備品の更新を実施する。その上で利用者の生活の安心感と安全を確保し、職員の働きやすい環境を確保することで、より良いサービスを提供するとともに、業務の見直し等を検討し一層のサービス向上につなげたいと考えている。

(4) 地域貢献事業

令和3年度もコロナ禍の影響で、感染予防の観点から様々なイベント等の開催を断念したが、状況の変化を見極めながら、引き続き、法人全体として施設の持つノウハウを活用し、地域貢献を目指す。

また、地域行事、活動に積極的に参加して住民との交流を通して障害への理解が深まるよう努める。

(5) 人事評価制度の実践的な運用

適正な自己評価・上司評価の実施に努めるほか、職員自らが志す目標をもとに上司との面談により進める「キャリアパス」の構築を目指すなど、職員が職務に意欲的に取り組めるよう人事評価制度を活用する。

(6) 権利擁護への取り組み

令和3年度は虐待認定を受ける事案の発生はなかった。令和4年度も引き続き、権利擁護委員会（虐待防止委員会）の開催のほか、職員倫理綱領、職員行動規範を遵守し、人権侵害防止・利用者の権利擁護や虐待防止の徹底に努める。また、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定のひとつとして、「障害者虐待防止の更なる推進」が発表されており、令和4年度より、①従業者への研修実施 ②虐待防止委員会の設置と、検討結果の周知徹底 ③虐待の防止等のための責任者の設置が義務化される。当法人としてはすでに実施済みであるが、適切な障害福祉サービスを継続的に提供できるよう更なる推進を図っていく。加えて身体拘束等の適正化の推進のために、会議等で状況報告と検討を行う。

(7) 安定した法人運営の推進

令和3年度については、法人施設間の受入調整、定員の見直しなど一定の成果を上げることができた。引き続き、利用者の高齢化・機能低下等が進むことを踏まえ、効率的な法人経営を続けるため、現在の事業体制の現状分析を行い、事業展開及び事業実施体制の検討を進める。また第4期三島市障害者計画及び第6期三島市障害福祉計画と連動し、法人として地域の福祉にどのような形で貢献できるかを模索し、新規事業の計画などを具体化していく。

### 3 理事会・評議員会の開催計画

| 開催予定日             | 会議名        | 審議事項                           |
|-------------------|------------|--------------------------------|
| 令和4年6月            | 定時評議員会・理事会 | 令和3年度事業報告・決算承認 など              |
| 令和4年7月～<br>令和5年2月 | 臨時評議員会・理事会 | 令和4年度補正予算案 など                  |
| 令和5年3月            | 臨時評議員会・理事会 | 令和4年度補正予算案<br>令和5年度事業計画・予算案 など |

### 4 防災計画

#### (1) 方針

障害者支援施設、障害福祉サービス事業の管理・運営において、特に配慮しなければならない事項として災害の未然防止がある。当法人として各事業所においてハード面の整備は図られているが、さらに、施設の防災マニュアルに基づき防災教育の徹底と防災訓練を計画的に実施する。

今年度は熱海市伊豆山地区の土石流、阿蘇山の噴火、日本各地での地震、日本近海の海底火山の噴火、世界に目を向けるとトンガフンガ島の大噴火など自然災害が頻発した。このような自然災害がいつ身近に起こるか予測は不可能であるが、いざ発生した際は、利用者の尊い生命の確保を第一とし、その上で被害を最小限に抑えるよう努める。

#### (2) 日常防災について

ア 防災管理者並びに火気取締責任者は、防災マニュアルに基づき確実にその業務を全うするよう努める。

イ 自主点検班の点検項目は次の8項目とする。

- ・ 高圧ガス点検
- ・ 電気回路点検
- ・ 消防設備点検
- ・ 危険物点検
- ・ 備蓄品の点検、補充
- ・ 発電設備点検
- ・ 水道設備点検
- ・ 救急用品点検、補充

#### (3) 災害発生時の服務について

ア 夜間に災害が発生した場合及び災害発生予知（注意情報）が発令された場合には、夜間管理職員は相互に協力し合い、利用者の安全確保に万全を期するよう努め、同時に関係機関に通報し、職員を非常招集する。（防災マニュアルに準じた行動の実施）

(ア) 必要により初期消火を行う。

(イ) 職員到着後は逐次自衛消防隊の活動に移行する。

イ 日中に災害が発生した場合及び災害発生予知（注意情報）が発令された場合には、警戒本部、または災害対策本部を設置し自衛消防隊により行動する。

- (ア) 利用者の生命の安全確保を第一とし、全職員がこれに当たる。
- (イ) 原則として、男性職員は災害対策活動に、女性職員は利用者の保護、安全確保に努める。

#### (4) 防災訓練について

不測の事態を想定した内容を盛り込み、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑みながら以下の防災訓練を実施する。

ア 法人統一の総合防災訓練は6月、9月、11月の年3回実施。

イ 防火管理者は各夜勤職員等を指導し毎月1回の避難訓練を実施。

ウ 防災訓練予定表（別表 P29）

#### (5) 防災対策と福祉避難所の指定について

当法人においては、各種の災害時に配慮を要する利用者が入所されており、その防災対策を確立することが強く要求されている。

各施設防火管理者を中心に、定期的に防災・防犯委員会を開催するほか、特に火災時の対策に重点をおき、各施設が定期的に避難訓練を実施し、常日頃から職員及び利用者の防災に対する意識向上を図っている。

さらには、大規模災害、危機管理に関するマニュアルの見直し、施設内の防災資機材、非常用食糧品等の備品や食糧等購入も行っていく。

また、障害者支援施設みはらしの里及びみはらしの丘は、以前より、三島市から障がいのある人の災害時要配慮者の福祉避難所として指定されており、大規模災害時には、現在施設を利用している人たちの支援が優先されるとはいえ、この地域において、社会的な支援を必要とする要配慮者のための避難所としての役割を認識し、引き続き、その使命を果たしていくとともに、生活介護事業所「そおれ」においても、要配慮者のための避難所としての役割を検討していく。

なお、高齢者、障がい者などの要配慮者をできるだけ早く福祉避難所に避難させることができるよう、福祉避難所の設置及び運営方法の手順を定めた三島市と福祉避難所となる民間福祉施設で共有する三島市福祉避難所設置・運営マニュアルの実効性を確保するために、三島市と連携した当マニュアルに基づく訓練、定期的な意見交換を実施していく。

## 5 防犯計画

### (1) 方針

地域と一体となった開かれた施設であることと、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされた施設となることの両立を図る上で、防犯に関するマニュアルに基づき、設備の整備・点検、職員研修など必要な取組みに努めることはもちろん、関係機関や地域住民等との協力・連携体制を構築する。

(2) 日常の対応

ア 体制と職員の共通理解

- (ア) 不審者への対処や利用者の避難、職員の護身を含め防犯に係る安全確保に関し、企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図る。
- (イ) 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たる。
- (ウ) 各出入口の開錠時間等を整理するなどの工夫をする。
- (エ) 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑みながら、必要に応じ、警察や消防等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施する。

(3) 不審者情報に係る地域や関係機関との連携

- ア 三島市障がい福祉課、警察署等関係機関と連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制をとる。
- イ 三島警察署の協力のもと、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑みながら、防犯・不審者対策訓練を年1回実施する。

(4) 地域との協同による防犯意識の醸成

- 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深める。

(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保

- 利用者の特性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じる。

(6) 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

ア 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制

- 不審者等の情報が入った場合、可能な範囲で更なる情報収集を行い、必要に応じ、警察等に情報提供する。また、事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。

イ 不審者が立ち入った場合の通報や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

- (ア) 施設等内に不審者が立ち入り、利用者に危害を加えるおそれがあると判断した場合は、直ちに警察に通報するとともに、関係機関へも速やかに連絡する。
- (イ) 利用者を動揺させないようにしながら情報を共有し、複数職員による協力体制を速やかに構築する。
- (ウ) 利用者の安全が確保されていることを前提に、その場から退避することも視野に入れるなど、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。
- (エ) 不審者の侵入防止と利用者の安全確保のために防犯マニュアルを作成。

## Ⅱ みはらしの里（障害者支援施設）

### 1 運営の基本方針

（生活介護事業、施設入所支援事業によるサービスの提供）

『みはらしの里』では次のことを目指す。

(1) 利用者の地域生活への移行を目標とする。

生活介護で、心身の安定、自主自立の心を養い、法人が運営する「相談支援事業所ふあいん」を中心に、同じく法人が運営する「みはらしの丘」「そらいろ」「グループホームやまと」「そおれ」他、社会資源との連携で、多くの利用者が地域生活に移行できるよう支援に努める。

(2) 利用者一人ひとりの主体性を尊重する。

それぞれの利用者の特性を考慮し、生活介護事業、施設入所支援事業を通して、個々の能力に合わせた支援に心がけ、利用者の尊厳・主体性を尊重する。

(3) 親子、家族とのきずなを大切にする。

利用者、家族、後見人、職員の連携と協力を基盤に施設を運営する。

(4) 地域社会の人々や自然との交流を重視する。

地域の住民として地域の行事等に参加するとともに、恵まれた自然環境の中で人間的なふれあいを重視し、開かれた運営を目指す。

(5) 福祉体験・ボランティアを積極的に受け入れる。

小中学校の福祉体験、社会福祉士・介護福祉士を目指す学生の現場実習、教職員の介護等体験・保育実習等を積極的に受け入れ、ノーマライゼーションの浸透と共生社会の実現を促進する。

(6) 日常生活や社会生活において制限をもたらす原因となる「社会的障壁」の取り除きを求める意思表示があった場合は、状況に応じて合理的配慮を行う。

### 2 事業の内容

(1) 生活介護事業

利用者が個々の特性に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の支援等を行うとともに創作的活動の機会を提供する。

また、健康管理、身体機能の向上のために必要な支援を行う。

(2) 施設入所支援事業

利用者の特性、その環境及び日常生活全般の状況を把握し、入浴、排泄等の支援や日常生活上の相談支援を実施する。

また、利用者の身体機能及び認知機能の高齢化に伴い、施設入所利用の継続が困難である方の介護保険への切り替えと高齢者施設への移行を推し進め、高齢利用者の身体的負担の軽減を目指す。併せて、新規利用者の受け入れ等を積極的に行い入

所定員数の維持・管理を行う。

### 3 重点活動

#### (1) 生活介護事業

利用者が個々の特性に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の支援等を行うとともに創作的活動の機会を提供する。

また、健康管理、身体機能の維持・向上のために必要な支援を行う。

#### ア 日中活動支援

利用者個々の適性とニーズに合わせ、よりきめ細やかなサービス提供を可能にするため、フロアごとに療法体制の整備を行う。活動内容においては利用者の興味をさそい、意欲、自信へとつなげることに努める。

#### (ア) 絵画療法

利用者の生活の質を高めていくことを目的とした創作活動を継続して展開しながら、個々の特性を把握し、表現活動や創造体験を通して自己の内面を表出し、洞察、変容していく過程をサポートする。

画材選定や環境設定に重点をおいたプログラムを提供するため、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を鑑みながら、定期的に外部講師を招き、適切なアドバイスを受け、あわせて支援内容や視点の記録を冊子にまとめ上げ、実績の保存とともに、支援者の研修資料としての活用を図る。さらに、積み上げてきたノウハウをもとに他の事業所と連携し、絵画療法をひろめていく。

また外部機関（バックアップ機関）との連携も図り、絵画療法を通じた人材育成を図るとともに、社会とつながるための有効な方法として展覧会を開催し、地域との連携を実践する。

#### (イ) 音楽療法

音楽活動を通して心身の障がいの緩和、機能の維持・向上、ストレスの軽減等を目指し、表現活動を通して自己の内面を表出し、洞察、変容していく過程をサポートする。

音楽療法士によるセッション及び職員指導を、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑みながら定期的に行い、活動の充実を図りながら、個々のニーズに合ったプログラムの他、音楽を楽しめる空間作りも進める。

各種音楽イベントへの参加を促進し、活動成果の発表機会を設定する。

また、集団対応の困難なケースにも応えられるよう研究を続ける。

#### (ウ) 運動療法

歩行活動、サーキットトレーニング、ストレッチ運動等を取り入れながら身体を動かす機会を設定することで、身体的な機能改善を図る。

また、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑みながら外部講師を招き、適

切なアドバイスを受け、利用者個々のニーズに合ったプログラムの他、運動を楽しめる環境を整える。

(エ) 屋外活動（外出）

マイクロバスを活用した外出を通して、近隣公園等を散策し、四季折々の自然の変化や雰囲気を感じながら、身体的、精神的なリフレッシュを図る。

(オ) その他

グリーンバンクより球根や草花の種の寄付を受け、施設内花壇の整備をする。

イ 日常生活支援

(ア) 食事 身体状況に配慮した食事を提供し、快適な食事支援を行う。

(イ) 着脱衣 個性や好みを尊重し、清潔面に配慮した支援を行う。

(ウ) 移動 利用者の状況に応じ、施設内外の移動支援を行う。

(エ) 排泄 衛生や清潔面に配慮し、個々の自立に向けた支援を行う。

(オ) 入浴 健康状態に配慮し、快適な入浴支援を行う。

(カ) 整容 清潔面に配慮し、適切な整容支援を行う。

(キ) 口腔ケア 毎食後の口腔ケアを重点的に行うことで、口内の清潔の保持を図り、誤嚥性肺炎の予防に努める。また必要に応じて協力歯科医師と連携を図り、職員の口腔ケアに対する意識の向上に向けた研修の実施を行う。

ウ 生活環境支援

(ア) 清掃 衛生・清潔面に配慮し、適宜清掃を行うとともに、自立に向けた清掃支援を行う。

(イ) 洗濯 衛生・清潔面に配慮し、適宜清掃を行うとともに、自立に向けた洗濯支援を行う。

(ウ) 整理整頓 適宜整理整頓を行うとともに、自立に向けた支援を行う。

エ 社会生活支援

(ア) 情報提供 掲示板等で必要な情報を提供する。

(イ) 相談援助 苦情解決を含めた相談援助を行う。

(ウ) 地域生活移行 利用者の状況に応じ、地域移行に向けた支援を行う。

(エ) 主体的活動 自治会等、利用者の意向を尊重した主体的活動を支援する。

(オ) 余暇活動 利用者個々の状態に応じた余暇活動の支援を行う。

(2) 施設入所支援事業

日常生活において、利用者個々の将来の在るべき姿をえがきながら、個々の支援目標を立て、望ましい生活習慣の確立を図り、利用者の生活の質（QOL）の向上を目指す。

ア 基本的生活習慣の支援

日常生活動作（ADL）及び手段的日常生活動作（IADL）の獲得の支援をする。

イ 自発的活動の支援

自治会活動や自発的活動の支援をする。

ウ 個別外出支援

個別及びグループ対応によるドライブ・食事をテイクアウトして喫食する等の余暇外出支援を行う。但し、新型コロナウイルスの感染終息後は、商業施設への買い物支援なども再開することとする。

エ 意思決定支援

利用者の自己決定を尊重し可能な限り意思に沿えるようにすることで、安心して施設生活を送っていただけるよう支援する。

#### 4 健康管理

(1) 保健医療支援

利用者の体調面・衛生面の管理には意を注ぎ、健康管理に努める。

ア 健康管理

看護師を中心に、疾病予防、感染症予防、健康管理に努める。

イ 服薬管理

服薬の管理、投薬の支援を行う。

ウ 通院治療

嘱託医、または協力医療機関に通院する。

エ 往診治療

嘱託医による定期的な往診の他、歯科医による定期的な口腔内治療を実施する。

(2) 食事・栄養管理

個々の食事状況を把握、健康増進及びそれぞれが食べやすい食事提供に心がける。

食べ物を適切に噛み、食べる力を身につけていない利用者に対する食形態については、安全・食感・見た目の向上を目的に、栄養士、調理委託業者等と連携を図り、ソフト食・軟菜食の提供を継続する。

#### 5 提供サービスの質の維持と向上

(1) 個別支援計画

サービス管理責任者により、6か月に1回、個別支援計画の達成状況について、モニタリングを実施し、必要に応じて計画の見直し等を実施する。

また、利用者、家族、後見人にも達成状況を報告し意見を求め、それに答える。

(2) 自己評価委員会

定期的に支援サービスのモニタリング、第三者評価基準に基づき自己評価を実施。月に1回自己評価委員会を開催しサービス向上の為の改善点の洗い出し及び対応

状況の確認を行う。

(3) 利用者支援に対する職員の倫理チェック機能

毎月、定例の倫理委員会（法人主催）で職員の利用者に対する接し方について、話し合いを持ち、利用者の人権の確保に努める。

また、各職員は支援のあり方に自己評価表を作成し、人権への意識を高めるとともに、虐待防止については、定期的に自己チェックリストでの振り返りや身体拘束廃止に向けた会議、研修会等を開催し、支援内容や対応の見直しを適宜行うとともに対応状況を適切に記録する。

(4) 権利擁護委員会（法人）

月に1回職員個々でチェックリストを実施、結果を集計しケース会議で検証、委員会にて組織としての現状を把握するとともに、厳しい姿勢で虐待防止に努めていく。

6 苦情申し立て（苦情解決）

提供した施設サービス等に関して、利用者、家族及び後見人から苦情を受理した場合、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。苦情解決委員会等で苦情に対し検討し改善を図る。

7 行事計画

| 月   | 行事内容            |
|-----|-----------------|
| 7月  | 自治会主催レクリエーション大会 |
|     | 七夕会             |
| 9月  | 東部交流事業          |
| 10月 | みはらしフェスティバル     |
| 12月 | 忘年会             |
| 2月  | 自治会主催カラオケ大会     |
| 3月  | 花見会             |
| 随時  | お楽しみ食事会         |
| 随時  | フロア行事           |

### Ⅲ みはらしの里 短期入所

#### 1 運営の基本方針

障がいを持つ人々や、その家族が安心して地域で暮らすことができるよう、施設機能を在宅家庭に提供し、地域における福祉サービスの拠点の一つとして役割を果たす。

#### 2 事業の内容

併設型 定員 10人

#### 3 地域生活支援拠点等事業

三島市における地域生活支援拠点等事業として三島市及び相談支援事業所、福祉サービス事業所等と連携しながら、地域生活支援拠点等の機能を担う。

(ア) 緊急時の受け入れ・対応

(イ) 体験の機会・場の提供

(ウ) 地域の体制づくり

### Ⅳ みはらしの丘（障害者支援施設）

#### 1 運営の基本方針

（生活介護、施設入所支援事業によるサービスの提供）

『みはらしの丘』では次のことを目指す。

##### (1) 利用者の地域生活への移行を目標とする。

生活介護を通じて、生産活動、療法等を提供し、心身の安定、働く喜び、自主自立の心を養い、法人が運営する「相談支援事業所ふぁいん」を中心に、同じく法人が運営する「みはらしの里」「そおれ」「そらいろ」「グループホームやまと」他、社会資源との連携で、多くの利用者が地域生活に移行できるよう支援に努める。

##### (2) 利用者一人ひとりの主体性を尊重する。

それぞれの利用者の特性を考慮し、生活介護事業、施設入所支援事業を通して、個々の力に合わせた支援に心がけ、利用者の尊厳、主体性を尊重する。

##### (3) 親子、家族とのきずなを大切にする。

利用者、家族、後見人、職員の連携と協力を基盤に施設を運営する。

##### (4) 地域社会の人々や自然との交流を重視する。

地域住民として地域の行事等に可能な範囲で参加し、恵まれた自然環境の中で人間的なふれあいを重視し、開かれた事業運営を目指す。

##### (5) 福祉体験・ボランティアを積極的に受け入れる。

社会福祉士・介護福祉士を目指す学生の現場実習、教職員を目指す学生の介護等

体験・保育実習等をコロナ禍においても可能な範囲で受け入れ、ノーマライゼーションの浸透と共生社会の実現を促進する。

- (6) 日常生活や社会生活において制限をもたらす原因となる「社会的障壁」の取り除きを求める意思表示があった場合は、状況に応じて合理的配慮を行う。

## 2 事業の内容

### (1) 生活介護事業

生産活動、療法及びクラブ活動などを通して身体機能、日常生活能力及び意欲の維持、向上を目指した支援を展開する。

### (2) 施設入所支援事業

夜間及び休日における食事、入浴及び排泄等の介助や個別外出を通して余暇の充実を図るとともに、日常生活上の相談支援を実施する。

## 3 重点活動

### (1) 生活介護事業

身体機能、日常生活能力及び意欲の維持・向上を目標に、社会生活上の支援、生産活動及び療法等創作的活動の機会を提供しながら支援する。利用者の意思、家族、後見人等の意見を尊重しながら個々の能力、特性に合わせた個別支援計画を策定しサービスを実施する。

#### ア 生産活動

施設利用者個々の適性とニーズに合わせ、物作りを通して利用者の意欲の向上を図り、それを自信へとつなげ、社会参加の一助とすることに努め、より豊かな生活が実現できるよう支援を行う。

#### (ア) 自立課題及び外注作業班

- ・ 啓発活動等物品作成

ポケットティッシュなどへのシール貼り等。

#### 【協力事業所】

株式会社フシミ（静岡市）

- ・ 自動車部品袋詰め等

#### 【協力事業所】

株式会社大川螺子製作所（沼津市）

- ・ 割り箸回収

三島青年会議所・静岡県飲食業生活衛生同業組合三島支部と連携し、新型コロナウイルス感染状況をみながら、市内の飲食店で使用された割り箸を回収し加工業者に提供することにより、ごみの減量とリサイクル活動の一助とする。

【協力事業所】

三島チップ(株) (三島市)

- ・ 古紙回収、アルミ缶回収  
ダンボール・新聞紙・雑誌等の古紙及びアルミ缶の回収を行いリサイクルに貢献する。

【協力事業所】

高橋商事 (函南町)

- ・ 祭り花の製造  
三島市近隣の祭典時に使用される祭り花の各部材の貼り付けを行い製品化する。※新型コロナウイルス感染状況により生産中止の場合あり。

【協力事業所】

駒形屋(有) (三島市)

(イ) 手工芸班

- ・ 木工・手芸での自主製品の製作・販売を行う。  
ストラップ、メモクリップ、鍋敷き、ハンドタオル、プリントTシャツ、ネックレスなどの製品を製作し作品展等で販売する。

(ロ) 清掃班

- ・ 清掃活動として、施設建物内（みはらしの丘）共有スペースの掃除、洗濯物の仕分けを行う。

イ 療法等日中活動支援

生産活動参加が難しい方に療法等創作的活動の機会を提供する。

利用者個々の適性とニーズに合わせ、きめ細かなサービスを提供、活動内容においては利用者の興味をさそい、意欲、自信へとつなげることに努める。また、利用者のニーズに合ったメニューの他、楽しめる環境を整える。

(ア) 絵画療法

利用者の生活の質を上げていくことを目的とした創作活動を展開し、個々の特性を把握し、表現活動や創造体験を通して自己の内面を表出する。

(イ) 音楽療法

音楽活動を通して心身のリフレッシュ、機能の維持・向上、ストレスの軽減等を目指し、表現活動や創造体験を通して自己の内面を表出していく過程をサポートする。

(ロ) 運動療法

歩行活動、体操等を取り入れながら、身体を動かす機会を設定することで身体的な機能の維持、向上を図る。

(エ) 園芸療法

植物と触れうことで身体、精神等リラックスした状態にし、育てる喜びを感

じてストレス発散や想像力の向上を図る。

#### ウ 余暇活動

利用者個々の適性とニーズに合わせ活動を展開。選択肢を複数設定することにより利用者本人の興味の拡大を図り社会参加に対する意欲の向上に努める。

##### (ア) クラブ活動（各活動グループに分かれて実施）

- ・スポーツクラブ（軽運動、フライングディスク、散歩・ダンス等）
- ・クラブ（絵画、ダンス、カラオケ、DVD鑑賞、お化粧品等）

##### (イ) 希望外出（苺狩り、ボウリング、カラオケ、買い物等）

※新型コロナウイルス感染状況をみながら実施。

##### (ウ) 誕生会 各月

#### (2) 施設入所支援事業

日常生活において、利用者個々の将来の在るべき姿をえがきながら支援目標を立て、望ましい生活習慣の確立を図り利用者の生活の質（QOL）の向上を目指す。

##### ア 基本的生活習慣の支援

日常生活動作（ADL）及び手段的日常生活動作（IADL）の獲得の支援をする。

##### イ 自発的活動の支援

自治会活動や利用者自らが自発的に活動できるよう支援をする。

##### ウ 個別外出支援

新型コロナウイルス感染状況をみながら、個別及びグループ対応による買い物

- ・ドライブ等の余暇外出支援を行う。

##### エ 意思決定支援

利用者の自己決定を尊重し、可能な限り意思に沿えるようにすることで、安定して施設生活を送っていただけるよう支援する。

#### 4 健康管理

##### (1) 保健医療支援

利用者の体調面・衛生面の管理に日々注意を払い、健康管理に努める。

##### ア 健康管理

看護師を中心に、疾病予防、感染症予防、健康管理に努める。

##### イ 服薬管理

服薬の管理、投薬の支援を行う。

##### ウ 往診、通院治療

嘱託医による月1回の往診及び協力医療機関への通院を支援する。

##### (2) 食事・栄養管理

栄養士を中心に個々の食事状況を把握し、栄養ケアマネジメントの作成、健康増進及びそれぞれの食事の特性に合わせたソフト食、軟菜食など食べやすい食事提供

を心がける。引き続き、安全でおいしい給食提供を安定的、継続的に履行できるよう、委託業者と連携を図る。

## 5 提供サービスの質の維持と向上

### (1) 個別支援計画

利用者、家族、後見人等へ個別支援計画の達成状況を報告し、6か月に1回(必要ときは随時)モニタリング及び個別支援計画策定会議を実施し、サービス管理責任者により利用者の課題に沿った個別支援計画を作成する。

### (2) 自己評価委員会

定期的に支援サービスのモニタリング、第三者評価基準に基づき自己評価を実施。月に1回自己評価委員会を開催しサービス向上の為に改善点の洗い出し及び対応状況の確認を行う。

### (3) 利用者支援に対する職員の倫理チェック機能

毎月、定例の倫理委員会(法人主催)で職員の利用者に対する接し方について、話し合いを持ち、利用者の人権の確保に努める。また、職員は支援のあり方自己評価表を作成し、人権への意識を高める。

### (4) 権利擁護委員会(法人)

月に1回職員個々でチェックリストを実施、結果を集計しケース会議で検証、委員会にて組織としての現状を把握するとともに厳しい姿勢で虐待防止に努めていく。

## 6 苦情申し立て(苦情解決)

提供した施設サービス等に関して、利用者、家族及び後見人から苦情を受理した場合、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。苦情解決委員会等で苦情に対し検討し改善を図る。

## 7 行事計画

| 月   | 行事内容        |
|-----|-------------|
| 5月  | 春のイベント      |
| 7月  | お楽しみ昼食作り    |
| 8月  | 夏祭りイベント     |
| 9月  | 東部地区交流会     |
| 10月 | みはらしフェスティバル |
| 12月 | 忘年会         |
| 毎月  | 希望外出        |

## V みはらしの丘 短期入所

### 1 運営の基本方針

障がいを持つ人々や、その家族が安心して地域で暮らすことができるよう、施設機能を在宅家庭に提供し、地域における福祉サービスの拠点の一つとして役割を果たす。

### 2 事業の内容

短期入所事業

併設型 定員 4人

### 3 地域生活支援拠点等事業

三島市における地域生活支援拠点等事業として三島市及び相談支援事業所、福祉サービス事業所等と連携しながら、地域生活支援拠点等の機能を担う。

(ア) 緊急時の受け入れ・対応

(イ) 体験の機会・場の提供

(ウ) 地域の体制づくり

## VI 就労継続支援B型事業所 そらいろ（障害福祉サービス事業所）

### 1 運営の基本方針

（就労継続支援B型によるサービスの提供）

『そらいろ』では次のことを目指す。

#### (1) 利用者の地域生活への移行を目標とする。

就労継続支援B型事業を通じて、生産活動を提供し、心身の安定、働く喜び、自主自立の心を養い、法人が運営する「相談支援事業所ふあいん」を中心に、同じく法人が運営する「みはらしの里」「みはらしの丘」「グループホームやまと」「そおれ」他、社会資源との連携で、多くの利用者が地域生活に移行できるよう支援に努める。

#### (2) 利用者一人ひとりの主体性を尊重する。

それぞれの利用者の特性を考慮し、就労継続支援B型事業を通して、個々の能力に合わせた支援を心がけ、利用者の主体性を尊重する。

#### (3) 親子、家族とのきずなを大切にする。

利用者、家族、後見人、職員の連携と協力を基盤に事業を運営する。

#### (4) 地域社会の人々や自然との交流を重視する。

地域の住民として地域の行事等に可能な範囲で参加し、恵まれた自然環境の中で人間的なふれあいを重視するとともに自主製品等の販売を行い、より多くの住民に

対し事業所をPRし、開かれた事業運営を目指す。

(5) 働くことに対しての生きがいを育む。

一般就労が困難な利用者の自立した生活を支援する観点から、商品開発、商品改善、市場開拓等を模索検討し、利用者工賃の向上を目指すとともに働きがいを感じ、その人らしい仕事ができるよう努める。

(6) 日常生活や社会生活において制限をもたらす原因となる「社会的障壁」の取り除きを求める意思表示があった場合の合理的配慮に努める。

2 就労継続支援B型事業の内容

利用者が安定した収入を得ることにより生活の不安を少なくし、より豊かな生活のための自立を目標にできるよう就労（生産活動等）の機会を提供する。

また、常に利用者の作業環境には気を配り、健康被害の防止をはかり、楽しく働ける職場づくりを目指す。

3 重点活動

生産活動等の機会を提供し利用者の意思、家族等の意見を尊重しながら個々の能力、特性に合わせた個別支援計画を策定しサービスを実施する。

(1) 生産活動

ア ペーパー班

トイレットペーパーの原紙を購入、巻き取り、カットを経て梱包し販売を行う。

【協力事業所】

鶴見製紙(株)及び関連会社（富士市）

丸富製紙(株)（富士市）

レンゴー(株)（静岡市）

飯田工業薬品(株)（富士市）

【納入先】

近隣市町（三島市、裾野市、伊豆の国市、伊豆市、函南町、清水町、長泉町）

県関係（県立がんセンター、近隣県立高校、近隣警察署、東部総合庁舎等）

その他 一般企業、個人等顧客数 350 カ所余

イ 食品班

食パン・菓子パン等の製造・販売を行う。

【納入先】

富士産業(株)（見晴学園給食提供）

グランフィールズカントリークラブ（週 1～2 回納品）

一般顧客 40 カ所余

きょうどう隊の店「すてっぷ」「じゃんぷ」に週 1～2 回納品。

東芝テック売店に週 2 回納品

デリバリー事業 近隣高校等へデリバリー販売の実施。

【協力事業所等】

知徳高校（長泉町）

東芝テック㈱（三島市）

ウ 委託清掃班

施設清掃活動（みはらしの里）の利用者洗濯物仕分け・セッティング。

施設周りの清掃等。

三島市民体育館及び温水プール周辺の清掃業務（落葉・ゴミ拾い、雑草取り）

螺子入れ請負作業他外注作業

【協力事業所】

みはらしの里

シンコースポーツ㈱（三島市）

株式会社大川螺子製作所（沼津市）

(2) 作品展・イベント販売

新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑みながら、三島市内を中心に行われる作品展等で、模擬店を出店（露天商資格は取得済）。焼きそば、唐揚げ、パン等を販売しその売り上げを利用者工賃に還元する。

(3) 三島市障がい者就労支援きょうどう隊

三島市内の就労系の9つの事業所が障がい者の社会参加、就労の場の提供及び安定した生活をするための工賃アップをめざし活動する。

ア きょうどう隊の店「すてっぷ」

三島市生涯学習センター1Fにて売店を営業。活動内容は接客、販売など。

4 健康管理

利用者の体調面・衛生面、食事面（栄養）の状況を把握し、利用者の健康管理に努める。

5 提供サービスの質の維持と向上

(1) 個別支援計画

利用者、家族、後見人等へ個別支援計画の達成状況を報告し、6か月に1回（必要なときは随時）モニタリング及び個別支援計画策定会議を実施し、サービス管理責任者により利用者の課題に沿った個別支援計画を作成する。

(2) 自己評価委員会

定期的に支援サービスのモニタリング、第三者評価基準に基づき自己評価を実施。月に1回自己評価委員会を開催しサービス向上の為の改善点の洗い出し及び対応状況の確認を行う。

(3) 利用者支援に対する職員の倫理チェック機能

毎月、定例の倫理委員会（法人主催）で職員の利用者に対する接し方について、話し合いを持ち、利用者の人権の確保に努める。また、職員は支援のあり方自己評価表を作成し、人権への意識を高める。

(4) 権利擁護委員会（法人）

月に1回職員個々でチェックリストを実施、結果を集計しケース会議で検証、委員会にて組織としての現状を把握するとともに厳しい姿勢で虐待防止に努める。

6 苦情申し立て（苦情解決）

利用者、家族、後見人等が人権の確保・日常生活支援サービス等において苦情のある場合それを受理し、誠意をもって対応するとともに苦情解決委員会で検討し改善を図る。

## VII グループホームやまと（共同生活援助事業）〈介護サービス包括型〉

### 1 運営の基本方針

（「グループホームやまと」「グループホームなでしこ」「グループホームかりん」「グループホームかざま」によるサービスの提供）

『グループホームやまと・なでしこ・かりん・かざま』では次のことを目指す。

(1) 利用者の地域生活をサポートする。

共同生活援助事業を通じて、心身の安定、自主自立の心を養い、利用者が安心して地域生活が送れるよう支援に努める。また、地域で独立した生活が営めるよう利用者の自立意識を高めていく。

(2) 利用者一人ひとりの主体性を尊重する。

それぞれの利用者の特性を考慮し、日中活動事業所と連携をはかりながら個々の能力に合わせた支援を心がけ、利用者の主体性を尊重する。

(3) 親子、家族とのきずなを大切にする。

利用者、家族、後見人、職員の連携と協力を基盤にグループホームを運営する。

(4) 地域社会の人々との交流を重視する。

新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑みながら、地域の住民として地域の行事等に可能な範囲で参加し、地域に貢献する。

(5) 日常生活や社会生活において制限をもたらす原因となる「社会的障壁」の取り除きを求める意思表示があった場合の合理的配慮を心がける。

### 2 共同生活事業の内容

(1) グループホームやまと 【定員7人】 三島市宇エビノ木 4745 番地

(2) グループホームなでしこ 【定員7人】 三島市宇エビノ木 4745 番地

- (3) グループホームかりん 【定員 3 人】 三島市字エビノ木 4745 番地
- (4) グループホームかざま 【定員 5 人】 三島市青木 8-1

利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営む事ができるよう利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて入浴、排泄及び食事等の介助、相談その他日常生活上の援助を行う。

### 3 健康管理

利用者の体調面・衛生面、食事の管理には注意を払い、利用者の健康管理に努めるほか、特定疾患、てんかん、精神疾患の利用者については、定期通院を行い適切な対応をとる。また、高齢化に伴う事故や怪我には十分に注意し安全面に配慮する。

### 4 提供サービスの質の維持と向上

#### (1) 個別支援計画

個別支援計画の作成については、利用者の希望に基づいて、自分らしい生活の実現に向けてどのようなサポート、サービスが必要とされるか考え利用者と共に作りあげていく。また、利用者の重度化、高齢化をふまえたサービスの質の確保、向上を図っていく。

サービス管理責任者により、6 か月に 1 回(必要なときは随時)個別支援計画の達成状況について、モニタリングを実施し、必要に応じて計画の見直し等を行う。また、利用者、家族、後見人等にも達成状況を報告し意見を求め対応する。

#### (2) 自己評価委員会

定期的に支援サービスのモニタリング、第三者評価基準に基づき自己評価を実施。月に 1 回自己評価委員会を開催しサービス向上の為の改善点の洗い出し及び対応状況の確認を行う。

#### (3) 利用者支援に対する職員の倫理チェック機能

毎月、定例の倫理委員会（法人主催）で職員の利用者に対する接し方について、話し合いを持ち、利用者の人権の確保に努める。また、職員は支援のあり方自己評価表を作成し、人権への意識を高める。

#### (4) 権利擁護委員会（法人）

月に 1 回職員個々でチェックリストを実施、結果を集計しケース会議で検証、委員会にて組織としての現状を把握するとともに厳しい姿勢で虐待防止に努める。

### 5 苦情申し立て（苦情解決）

利用者、家族、後見人等が人権の確保・日常生活支援サービス等において苦情のある場合はそれを受理し、誠意をもって対応するとともに苦情解決委員会で検討し改善を図る。

## 6 その他

防災対策にも力を注ぎ、定期的に避難訓練を実施し、利用者の安全を確保していく。  
防災対策として各居室での電気器具の管理や整備など細かい面での支援を行う。

## VIII そおれ（生活介護事業所）

### 1 運営の基本方針

（生活介護事業によるサービスの提供）

『そおれ』では次のことを目指す。

(1) 利用者の地域生活への移行及び維持を目標とする。

生活介護で、心身の安定、自主自立の心を養い、法人が運営する「相談支援事業所ふあいん」を中心に同じく法人が運営する「みはらしの里」「みはらしの丘」「そらいろ」「グループホームやまと」他、ご家庭、関係機関など社会資源との連携で、多くの利用者が地域生活に移行及び維持できるよう支援に努める。

(2) 利用者一人ひとりの主体性を尊重する。

それぞれの利用者の特性を考慮し、生活介護事業を通して、個々の能力に合わせた支援に心がけ、利用者の尊厳・主体性を尊重する。

(3) 親子、家族とのきずなを大切にする。

利用者、家族、後見人、職員の連携と協力を基盤とし、ご利用者の生活全般に配慮した支援を展開する。

(4) 地域社会の人々や自然との交流を重視する。

地域の住民として地域の行事等に参加するとともに、恵まれた自然環境の中で人間的なふれあいを重視し、開かれた運営を目指す。

(5) 福祉体験・ボランティア・見学者を積極的に受け入れる。

現場実習、介護等体験・保育実習・施設職員実習・見学等を積極的に受け入れ、ノーマライゼーションの浸透と共生社会の実現を促進する。

### 2 事業の内容

(1) 生活介護事業

利用者が個々の特性に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、生産的活動や創作的活動に余暇活動の機会を提供する。また、健康管理、身体機能の向上のために必要な援助を行う。

### 3 重点活動

#### (1) 生活介護事業

##### ア 日中活動支援

利用者個々の特性と適性及びニーズに合わせ、一人ひとりが社会の一員としてより自分らしく自立した生活が送れるよう個別化された支援を提供する。活動内容も個々のスキルに合わせ様々な領域への体験の機会を提供するとともに、個々の得意なことを活かし、主体性や自尊心を高め、より自分らしい生活を送ることができるよう努める。

##### イ 日常生活支援

- (ア) 食事 身体状況に配慮した食事を提供し、個々の自立及び快適な食事支援を行う。
- (イ) 着脱衣 個性や好みを尊重し、個々の自立及び清潔面に配慮した支援を行う。
- (ウ) 移動 利用者の状況に応じ、個々の自立及び事業所内外の移動支援を行う。
- (エ) 排泄 衛生や清潔面に配慮し、個々の自立に向けた支援を行う。
- (オ) 入浴 健康状態に配慮し、個々の自立及び快適な入浴支援を行う。
- (カ) 整容 清潔面に配慮し、個々の自立及び適切な整容支援を行う。(含歯磨・洗面)

##### ウ 生活環境支援

- (ア) 清掃 衛生・清潔面に配慮し、適宜清掃を行うとともに、自立に向けた清掃支援を行う。
- (イ) 洗濯 衛生・清潔面に配慮し、適宜洗濯を行うとともに、自立に向けた洗濯支援を行う。
- (ウ) 整理整頓 適宜整理整頓を行うとともに、自立に向けた支援を行う。

##### エ 社会生活支援

- (ア) 情報提供 個々の理解に応じた方法で情報を提供する。
- (イ) 相談援助 苦情解決を含めた相談援助を行う。
- (ウ) 地域生活移行 利用者の状況に応じ、地域移行に向けた支援を行う。
- (エ) 主体的活動 利用者の意向を尊重した主体的活動を支援する。
- (オ) 余暇活動 利用者個々の状態に応じた余暇活動の支援を行う。

### 4 健康管理

#### (1) 保健医療支援

利用者の体調面・衛生面の管理には意を注ぎ、健康管理に努める。

##### ア 健康管理

看護師を中心に、疾病予防・感染症予防・健康管理に努める。

イ 服薬管理

服薬の管理、投薬の支援を行う。

ウ 通院治療

嘱託医、または協力医療機関に通院する。

(2) 食事・栄養管理

個々の食事状況を把握、健康増進及びそれぞれが食べやすい食事提供に心がける。

5 提供サービスの質の維持と向上

(1) 個別支援計画

サービス管理責任者により、最低6ヵ月に一回、個別支援計画の達成状況についてモニタリングを実施し、必要に応じて計画の見直し等を実施する。

また、利用者、保護者にも達成状況を報告し意見を求め、それに答える。

(2) 自己評価委員会

定期的に支援サービスのモニタリング、第三者評価基準に基づき自己評価を実施。月に1回自己評価委員会を開催しサービス向上の為の改善点の洗い出し及び対応状況の確認を行う。

(3) 利用者支援に対する職員の倫理チェック機能

毎月、定例の倫理委員会（法人主催）で職員の利用者に対する接し方について、話し合いを持ち、利用者の人権の確保に努める。

また、各職員は支援のあり方に自己評価表を作成し、人権への意識を高める。虐待防止について、定期的に自己チェックリストでの振り返りや身体拘束廃止に向けた会議、研修会等を開催し、支援内容や対応の見直しを適宜行うとともに対応状況を適切に記録する。

(4) 権利擁護委員会（法人）

月に1回職員個々でチェックリストを実施、結果を集計しケース会議で検証、委員会にて組織としての現状を把握するとともに厳しい姿勢で虐待防止に努めていく。

6 苦情申し立て（苦情解決）

提供した施設サービス等に関して、利用者及び家族、後見人から苦情を受理した場合、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。苦情解決委員会等で苦情に対し検討し改善を図る。

## 7 行事計画

個々の特性やニーズに合わせて、個別及び小グループでの外出や余暇活動から実施する。

## 8 地域生活支援拠点等事業

三島市における地域生活支援拠点等事業として三島市及び相談支援事業所、福祉サービス事業所等と連携しながら、地域生活支援拠点等の機能を担う。

(エ) 緊急時の受け入れ・対応

(オ) 体験の機会・場の提供

(カ) 地域の体制づくり

# IX 相談支援事業所ふぁいん（相談支援事業所）

## 1 運営の基本方針

（指定一般相談支援事業、指定特定相談支援事業によるサービスの提供）

『相談支援事業所ふぁいん』では次のことを目指す。

(1) 利用者の地域生活を支えるため包括的なケアの実現を目指す。

地域福祉を支える様々な関係者と密接な連携を図り、利用者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、包括的なケアの実現を目指す。

(2) 自立支援

利用者が、ライフステージのあらゆる段階において、障害の程度にかかわらず、自立した生活をめざし、社会（経済）活動へ積極的に参画できるように支援する。

(3) 主体性の尊重

利用者が、一人の生活者として、自らの生活を自らの意思で選択、決定し築けるよう、可能な限り本人の意思を尊重し、自己決定ができるように支援する。

(4) 生活の質（QOL）の向上

物質的に豊かな生活をめざすだけでなく、利用者の人格と個性を尊重し、人間らしく生きていくための内面的充実感を豊かにすることを含めて、利用者のより良い生活を重視した支援計画づくりを行う。

## 2 事業の内容

(1) 指定一般相談支援事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定される「指定一般相談支援事業」の業務を通じて適切に実施する。

ア 地域移行支援

- (7) 地域移行支援計画案の作成
- (4) サービス担当者会議開催
- (7) 地域移行支援計画作成
- (エ) 相談及び援助（外出同行）
- (オ) 障害福祉サービス事業体験利用等
- イ 地域定着支援
  - (7) 地域定着支援台帳の作成
  - (4) 連絡体制確保
  - (7) 緊急事態対応
- (2) 指定特定相談支援事業
 

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定される「指定特定相談支援事業」の業務を通じて適切に実施する。
- ア 計画相談支援
  - (7) 相談支援
  - (4) 利用者負担額等の受領事務
  - (7) 請求業務
  - (エ) 利用者からの相談、苦情処理に関する業務
  - (オ) 事業統計の作成等
- (3) 三島市障がいとくらしを支える協議会事務局受託事業
 

三島市障がいとくらしを支える協議会事務局を受託し、三島市基幹相談支援センターと連動しながら、困難事例や地域課題の解決に取り組む。地域相談支援体制の中核を担う。
- ア 会議の開催
  - (7) 運営会議の開催
  - (4) 一般報告会の開催
- イ 日常からのネットワークづくり
  - (7) 緊急時に備えた地域内のネットワークづくり
  - (4) 支援の谷間にある人の掌握と家庭訪問等の実施
- ウ 日常からの市内事業所のサポート
  - (7) 緊急一時対応
  - (4) 情報発信・ホームページ管理
- (4) 三島市基幹相談支援センター受託事業
 

三島市基幹相談支援センター事業を受託し、三島市及び他法人相談支援事業所と連携しながら共同運営し、地域相談支援体制の中核を担う。
- (5) 地域生活支援拠点等事業
 

三島市における地域生活支援拠点等事業として三島市及び他法人相談支援事業

所、福祉サービス事業所等と連携しながら、地域生活支援拠点等の機能を担う。

- (ア) 相談
- (イ) 緊急時の受け入れ・対応
- (ウ) 体験の機会・場の提供
- (エ) 地域の体制づくり

### 3 権利擁護の推進及び個人情報の適正な取り扱い

当法人の倫理綱領及び個人情報保護規程の遵守はもとより、利用者の人権を守るためのマニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に利用者一人ひとりの人権を重く受け止め、人権侵害行為を決して行わず、支援を展開する。また、利用者の人権擁護を積極的に推進し、相談、苦情について適切に円満な解決を図る。

個人情報保護については、「社会福祉法人見晴学園個人情報保護規程」により、利用者本人等からの開示等の手続きを適正に遵守する。

### 4 職員研修

職員の援助技術の高揚、充実を図るため、職場内研修の場において、支援計画や実践報告、評価等の話し合いを行う。また、各種研修にも積極的に参加し、職員研修の機会を多く持ち、正しい判断力と優れた想像力を持ち、責任感の強い職員になるよう専門技術の習得に努め、資質向上を目指す。特に利用者の人権意識を高め、人権尊重の態度が自然体として実践できるよう人権研修等の充実をはかる。

(別表)

防災訓練予定表

| 想定    | 訓練項目   | 対象施設                   | 実施予定月              | 摘要               |
|-------|--------|------------------------|--------------------|------------------|
| 火災    | 避難訓練   | 丘・里・GH<br>そおれ          | 令和4年4月<br>令和4年4月   | 夜間訓練<br>日中訓練     |
| 火災    | 避難訓練   | 丘・里・GH<br>そおれ          | 令和4年5月<br>令和4年5月   | 夜間訓練<br>日中訓練     |
| 地震・火災 | 総合防災訓練 | 丘・里・GH<br>そらいろ・<br>そおれ | 令和4年6月             | 日中訓練             |
| 火災    | 避難訓練   | 丘・里・GH<br>そおれ          | 令和4年6月<br>令和4年6月   | 夜間訓練<br>日中訓練     |
| 火災    | 避難訓練   | 丘・里・GH<br>そおれ          | 令和4年7月<br>令和4年7月   | 夜間訓練<br>日中訓練     |
| 火災    | 避難訓練   | 丘・里・GH<br>そおれ          | 令和4年8月<br>令和4年8月   | 夜間訓練<br>日中訓練     |
| 地震・火災 | 総合防災訓練 | 丘・里・GH<br>そらいろ・<br>そおれ | 令和4年9月             | 県下統一訓練           |
| 火災    | 避難訓練   | 丘・里・GH<br>そおれ          | 令和4年9月<br>令和4年9月   | 夜間訓練<br>日中訓練     |
| 火災    | 避難訓練   | 丘・里・GH<br>そおれ          | 令和4年10月<br>令和4年10月 | 夜間訓練<br>日中訓練     |
| 地震・火災 | 総合防災訓練 | 丘・里・GH                 | 令和4年11月            | 社会福祉入所施設防災<br>の日 |
| 火災    | 避難訓練   | 丘・里・GH<br>そおれ          | 令和4年11月<br>令和4年11月 | 夜間訓練<br>日中訓練     |
| 火災    | 避難訓練   | 丘・里・GH<br>そおれ          | 令和4年12月<br>令和4年12月 | 夜間訓練<br>日中訓練     |
| 火災    | 避難訓練   | 丘・里・GH<br>そおれ          | 令和5年1月<br>令和5年1月   | 夜間訓練<br>日中訓練     |
| 火災    | 避難訓練   | 丘・里・GH<br>そおれ          | 令和5年2月<br>令和5年2月   | 夜間訓練<br>日中訓練     |
| 火災    | 避難訓練   | 丘・里・GH<br>そおれ          | 令和5年3月<br>令和5年3月   | 夜間訓練<br>日中訓練     |